

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
池田土木事務所	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 552 1605 726"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>東京都</td> <td>令和6年1月15日から同月25日まで</td> <td>42,960円</td> <td>令和6年3月1日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	東京都	令和6年1月15日から同月25日まで	42,960円	令和6年3月1日	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日								
A	東京都	令和6年1月15日から同月25日まで	42,960円	令和6年3月1日								
措置の内容												
<p>今回の検出事項の原因は、申請者の認識不足によりシステムへの精算入力が遅延したこと、旅費支給担当者による精算状況の管理不足であった。 本事案の指摘を受け、「旅費の概算払を受けたときは、旅費の確定後30日以内に精算を行わなければならないこと」及び旅費支給事務における精算状況の管理について、各課長・グループ長を通じて、事務所職員全員へ指導徹底を図った。 今後は、大阪府財務規則に基づく適正な事務処理を行うよう取り組む。</p>												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月16日）